

春季全国火災予防運動

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

3月1日④～7日⑤に、春季全国火災予防運動が実施されます。春は冬に比べて暖房器具などの火気を使用する機会が少なくなるにもかかわらず、空気の乾燥や強風などの気象的条件から多くの火災が発生しています。各家庭においても火の取扱いに十分な注意を払い、火災予防を心がけましょう。



◆老朽化した消火器に注意

腐食や老朽化した消火器による破裂事故などを防止するため、ご家庭にある消火器の確認をお願いします。消防署では消火器の回収を行っておりません。廃棄するときは、消火器取扱店へお問い合わせください。

◆悪質な訪問販売に注意

住宅用火災警報器や消火器などの悪質な訪問販売の被害が発生しています。消防職員・団員が消火器や住宅用火災警報器の販売を行うことはありません。「怪しいな」「おかしいな」と思ったら、すぐに神崎町まちづくり課産業係(☎2114)へ相談してください。

防火相談は消防本部予防課または最寄りの消防署へ。

▼問合せ

成田市消防本部予防課

☎0476-20-11591

下総分署

☎0476-96-4023

◆住宅用火災警報器の設置は

済んでいますか

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。大切な家族の命や家財を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器には単独型と連動型があります。単独型は火災を感じたものだけが鳴動しますが、連動型は火災を感じると無線や配線につながっているすべての警報器が鳴動します。いち早く火災を発見するためにも連動型の設置を推奨します。

◆定期的な点検を実施してください

住宅用火災警報器はメンテナンスフリーではありません。1カ月に1

回程度の作動点検を行いましょ。また、火災以外で鳴動した場合、

故障や電池切れが考えられます。故障や電池切れは警報音と警報ランプで知らせます。メーカー・機種で異なりますので説明書などで確認してください。

◆住宅用火災警報器の普及調査

春季全国火災予防運動に伴い、住宅を訪問して住宅用火災警報器の設置調査を予定しています。調査はインターホンなどを利用し、できる限り対面での調査を控えます。消防署員が訪問しますので、皆さんのご協力をお願いします。

※くわしくは、管轄の消防署へ。

◆「放火」対策を

放火による火災は、一般住宅や事務所などの建物への放火だけでなく、車両や敷地内の可燃物が放火され、火災になるケースも多くなっています。

放火を防ぐためには、家の周りに燃えやすいものを置かないなど一人ひとりの注意が重要です。また、放火は地域の治安にも関わることで、地域住民が協力して「放火されない、放火させない、放火されても被害を大きくさせない」ということを基本に防火対策に取り組むことが必要です。皆さんも、自治会や町内会など地域ぐるみで、放火されやすい場所や状況などを把握し、対策を話し合ってみてはいかがでしょうか。